

摂津市議会

建設常任委員会記録

平成25年12月5日

摂津市議会

目 次

建設常任委員会

12月5日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第60号所管分の審査	2
補足説明（土木下水道部長、都市整備部長）	
質疑（藤浦雅彦委員、上村高義委員）	
議案第71号、議案第72号、議案第80号の審査	5
質疑（藤浦雅彦委員、上村高義委員、弘豊委員）	
議案第63号の審査	16
質疑（藤浦雅彦委員、上村高義委員）	
議案第91号の審査	17
補足説明（水道部長）	
質疑（藤浦雅彦委員、弘豊委員）	
議案第61号の審査	20
採決	20
閉会の宣告	21

建設常任委員会記録

1. 会議日時

平成25年12月5日(木) 午前 9時59分 開会
午前11時51分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長	木村勝彦	副委員長	弘 豊	委員	上村高義
委員	藤浦雅彦	委員	野原 修		

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長	森山一正				
都市整備部長	吉田和生	同部次長兼都市計画課長	土井正治		
都市計画課参事	嘉戸善胤	同課参事	品川明輝		
土木下水道部長	藤井義己	同部次長	山口 繁		
同部参事兼下水道業務課長	石川裕司				
道路交通課長	永田 享	下水道事業課長	檜本宏充		
道路交通課長代理	押部吾一				
水道部長	渡辺勝彦	同部次長兼総務課長	豊田拓夫		
同部参事兼浄水課長	池上敦美	営業課長	小明哲也	工務課長	末永利彦

1. 出席した議会事務局職員

事務局局次長 藤井智哉 同局主査 田村信也

1. 審査案件(審査順)

議案第60号	平成25年度摂津市一般会計補正予算(第5号)所管分
議案第71号	指定管理者指定の件(摂津市立摂津駅前自動車駐車場ほか6施設)
議案第72号	指定管理者指定の件(摂津市立千里丘駅東自転車駐車場ほか2施設)
議案第80号	指定管理者指定の件(摂津市立フォルテ摂津自動車駐車場及び摂津市立フォルテ摂津自転車駐車場)
議案第63号	平成25年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
議案第91号	摂津市下水道条例及び摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案第61号	平成25年度摂津市水道事業会計補正予算(第1号)

(午前9時59分 開会)

○木村勝彦委員長 ただいまから建設常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

昨日の本会議に引き続き、建設常任委員会、ご苦労さまでございます。今日は、昨日の本会議で本委員会に付託された案件についてご審査を賜りますが、どうぞ慎重審査の上、ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

一旦、退席させていただきます。

○木村勝彦委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は野原委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しております案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦委員長 異議なしと認め、そのように決定をしました。

暫時休憩します。

(午前10時 休憩)

(午前10時1分 再開)

○木村勝彦委員長 再開いたします。

議案第60号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。

藤井土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 おはようございます。

それでは、議案第60号、平成25年度摂津市一般会計補正予算第5号のうち、土木下水道部に係ります部分につきまして、目を追って補足説明をさせていただきます。

歳出でございます。

28ページをお開き願います。

款4、衛生費、項2、清掃費、目3、し尿処理費、節19、負担金、補助及び

交付金は、正雀終末処理施設整備負担金で、1億9,296万7,000円の増額をいたしております。これは、正雀下水処理場の整備に係る吹田市への負担金で、吹田市の起債償還に対して負担しているものでございますが、正雀下水処理場の機能停止に伴い、繰上償還するものでございます。

32ページをお開き願います。

款7、土木費、項1、土木管理費、目1、土木総務費、節28、繰出金は、公共下水道事業特別会計繰出金で、2億4,535万3,000円の増額をいたしております。これは主に大阪府市町村施設整備資金貸付金の繰上償還に伴う元金償還金の増額によるものでございます。

以上、平成25年度摂津市一般会計補正予算第5号のうち、土木下水道部の内容に関する補足説明とさせていただきます。

○木村勝彦委員長 吉田都市整備部長。

○吉田都市整備部長 おはようございます。

それでは、議案第60号、平成25年度一般会計補正予算第5号のうち、都市整備部にかかわります内容につきまして、目を追って、主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、今回の補正予算にかかわりますJR千里丘駅西口エレベーター設置事業の概要について、先にご説明申し上げます。

JR千里丘駅西口エレベーター設置事業につきましては、JR西日本が事業主体となり、国庫補助制度を活用し、事業負担割合を国3分の1、市3分の1、JR西日本が6分の1、そして、鉄道運輸機構が6分の1の負担スキームで事業を進めているところでございます。

今回の補正予算は、昨年度、平成25

年第1回定例会におきましてご可決をいただきました内容と同様、国の補助金執行上の理由から、来年度執行予定のエレベーター本体工事に係る費用の前倒しを行うことにより、支障移転工事が終わり次第、速やかにエレベーター本体工事の早期着手を図ることが可能となりますことから、今回、本事業にかかわります歳入、歳出をあわせて補正予算をお願いするものでございます。

それでは、まず、歳入でございますけれども、予算書の16ページをお開き願います。

款19、諸収入、項4、雑入、目2、雑入、節1、雑収入では、鉄道運輸機構からの負担金でございます。鉄道運輸機構負担金は、千里丘地域の南北分断解消に資する協力及び支援といたしまして、鉄道運輸機構が負担する負担金でございます。この負担金は、市が一時預かり金として一旦、預かった上で、JR西日本へ負担金として支出するものでございます。

次に歳出でございますが、予算書の34ページをお開き願います。

款7、土木費、項4、都市計画費、目1、都市計画総務費、節19、負担金、補助及び交付金は、JR千里丘駅エレベーター設置負担金、及び、JR千里丘駅エレベーター設置補助金でございます。エレベーター本体工事に係る費用の前倒しに伴いまして、鉄道運輸機構からの一時預かり金による負担金、及び、本市負担分の補助金を合わせて増額するものでございます。

続きまして、6ページをごらんください。

繰越明許費に関しましては、先ほどご説明申し上げましたとおり、エレベーター本体工事は、来年度の予定工事であるた

め、年度をまたいだ工事となりますことから、今回の補正増額分についての明許繰越をお願いするものでございます。なお、今回の補正により、本年10月11日の建設常任委員協議会においてご報告いたしましたスケジュールは、エレベーター本体の早期工事着手が可能となりますことから、JR西日本から、工事完成時期は平成26年12月ごろの予定が、秋ごろになる見込みと聞いております。

以上、平成25年度一般会計補正予算のうち、都市整備部に係る部分につきまして補足説明とさせていただきます。

○木村勝彦委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 それでは、質問をさせていただきますかと思っております。

まず、28ページの正雀終末処理施設整備負担金の繰上償還のことでございます。吹田市正雀下水処理場機能停止に伴う基本協定のときに、この分は差し引きゼロにしてもらえというふうに記憶をしていたんですけど、繰り上げて償還する分について、過去の経緯から、これはこういう形で払うということになっていたのか、もう一度、整理をして、協定書のときの協議と、今回、これを払うようになっていまして、その説明を最初にお聞きしたいと思っております。

それから、もう一点、34ページ、先ほどJR千里丘駅エレベーター設置負担金、及び、JR千里丘駅エレベーター設置補助金のお話がありました。説明会がこの間ありましたので、いよいよ工事に入ることとございますので、それは本当によかったということで、しかも、12月の完成が秋ごろに早まるということとございますので、大変、それはよかったと思うんですけども、先ほど、それぞ

れ費用負担割合を説明いただきました。そうすると、摂津市の本体工事も含めた全体の負担額は幾らになるのか。それと、それぞれJR西日本と鉄道運輸機構の負担額はどれくらいになるのかということを確認しておきたいと思います。

○木村勝彦委員長 石川参事。

○石川土木下水道部参事 藤浦委員の1点目の正雀下水処理場の繰上償還について、過去の経緯はどうだったのかというご質問でございますが、確かに、吹田市との協議の当初の段階では、正雀下水処理場の機能停止に伴いまして、本市のほうでは新たなし尿等の処理を行う、これに係る経費が以前より多額になってくるということから、吹田市とは、整備負担金は何とかなりませんかという話をしてまいりました。その協議の中で、吹田市が今後の本市の処理費の増加分を負担するという事で協議が整いました。処理費の増加分を吹田市が負担されるということは、今までどおり正雀下水処理場で処理をしていただいていることと同等とみなされるということから、そうであれば、整備負担金は本市も負担していきましようということで協議が整っております。処理費の差額分については吹田市が負担されたと。これによって、うちは今までどおり、負担金を支払っていきます。ただし、今回、処理場の機能が停止になりますので、処理場はもうないわけですから、これについて、整備負担金を払っていくというのはおかしいんじゃないかというようなことから、繰上償還をお願いしてきたということで、これについても吹田市との調整が整い、今年度中にこの繰上償還をさせていただくということになったものでございます。

○木村勝彦委員長 土井都市整備部次長。

○土井都市整備部次長 それでは、エレ

ベーターの負担金、事業費についてお答えさせていただきます。

現在、エレベーターだけの整備費としまして、1億8,000万円と見込んでおります。先ほど申しましたように、3分の1が国費ですので、6,000万円が国費です。6,000万円が市負担、JR西日本が3,000万円、鉄道運輸機構が3,000万円という負担で事業を考えております。まだ、工事は始まっておりませんので、現在のエレベーター本体に係ります見込み額としての事業費とご理解いただきたいと思います。

○木村勝彦委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 正雀終末処理施設整備負担金のお話でございますが、確かに、協定書では新たに発生する費用として約2億円を吹田市から摂津市へ支払うということになっていまして、その負担金の件については触れられていないので、記憶によるところになるわけですが、では、先ほどの答弁どおり支払うということは、もうこれで終わりという形で、もうあとには発生しないという考え方でいいのかどうかということと、それから、先ほど、処理費の増加分を吹田市からもらうというようなことでした。これはもういただいたんでしたか。それとも、停止をしたので、今後、補正等でまたもらうということになっていたのか確認だけさせていただきますと思います。

それから、話が広がってしまいますが、正雀下水処理場も停止して、クリーンセンターも停止しまして、いよいよこれから解体工事等に入っていくと思うんですけど、その解体等のスケジュール等が決まっているようでしたら、この際、聞かせていただきたいのと、あと、吹田市の正雀下水処理場が、今後、一部調整地として残して、その他の部分を恐らく解体

していくということになると思うんですけども、その辺のことも情報として何かつかんでおられるようであれば、この際、できれば教えていただきたいと思います。

○木村勝彦委員長 石川参事。

○石川土木下水道部参事 まず、1点目の、これで吹田市に対する負担というのはなくなるのかというご質問でございますが、これについては整備負担金を繰上償還することによって、吹田市への負担というのはなくなります。

2点目で、2億円の件でございますけれども、これは当初から予算に計上しております、10月に吹田市のほうから納付されております。

3点目のクリーンセンターの解体工事でございますけれども、今現在、土壌調査を行っております、この結果を踏まえて、今後の工程を検討していくわけなんですけれども、解体工事には数か月を要するという事なので、工程的には厳しくなっているのが実状でございます。ただ、土壌調査後に、解体工事を始めたいと思っておりますので、その調査が終わり次第、また、改めてご報告をさせていただければと思います。

それから、3点目の調整地でございますけれども、協定では10年以内ということを決めております。できるだけ早く撤去していただきたいんですけども、今のところ10年以内という協定以上のことは何も決まっております。処理場の撤去工事につきましては、平成26年度から始まると聞いております。

○木村勝彦委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 わかりました。クリーンセンターの解体等につきましては、とにかく近隣の方にしっかりと周知していただいて、しっかり説明していただいてやっていただきたいということ要望して

おきたいと思います。

それから、吹田市のほうもこれから道路拡幅工事とか、新しい道路の設置工事とか、当然、処理場の一部解体工事などもやっていくと思うので、それも情報をしっかりつかんでおいていただいて、吹田市の地元に対する説明責任をきちっと果たすように、これは間接的になるかもわかりませんが、市のほうで対応をお願いしたいと思います。これは要望しておきます。

○木村勝彦委員長 ほかにありませんか。

上村委員。

○上村高義委員 そうしたら、私のほうから、今の藤浦委員の質疑も参考にしながらお尋ねいたしますけれども、JR千里丘駅西口エレベーター設置事業につきましては、今の話では、平成26年12月の予定が秋頃に早まったと。非常にいいことなので、これは近隣の人にも十分、説明しながら進めていただきたいということと、あと、クリーンセンターの問題で、まず、土壌調査をして、これから解体工事に入っていくということで、近隣への説明ということもありましたけれども、ぜひとも、これは議会のほうにも報告をいただいて、そして、計画等についても、報告をいただきたいということをお願いさせていただきます。

○木村勝彦委員長 ほかにありませんか。

以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時16分 休憩)

(午前10時19分 再開)

○木村勝彦委員長 再開いたします。

議案第71号、議案第72号、及び議案第80号の審査を行います。

本3件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 まず、議案第71号の指定管理者指定の件ですが、指定管理者選定の結果報告を見ていますと、アマノマネジメントサービス株式会社いうところになっていますが、ここはホームページで見ますと、駐車場の管理運営をやっている会社ということでして、機械の管理をやっているという会社になると思うんですけども、資料を見てみますと、他の団体との差は、特に2番の「施設の効用を最大限に発揮し、管理経費の縮減が図られること」の項目で差がついているように思うんです。ほかの項目はそんなに差があるわけではないと思うんですけども、この項目で、他のところを引き離しているような感じがいたしますが、その辺も含めまして、どういう管理方式を採用しようとしているのかということで、自転車駐車場はもともと機械を入れているところもありますが、どんなふうに提案されていたのか概略をお示しいただけないでしょうか。

○木村勝彦委員長 永田道路交通課長。

○永田道路交通課長 それでは、管理方式について答弁させていただきます。

議案第71号は、モノレール駅前の自動車駐車場と自転車駐車場でございます。

まず、摂津市立摂津駅前自動車駐車場、ここにつきましては、今現在、5台の駐車スペースがありますが、ここについての利用方法を今、検討しているところでございます。

それから、摂津市立南摂津駅前第1自動車駐車場につきましては、今現在、有人管理をしております、その時間については午前6時半から午後10時半までの供用時間となっているんですけども、機械式として24時間の供用を目指すように今、提案を受けて、協議しております。

それから、摂津市立南摂津駅前第2自

動車駐車場、ここにつきましては、現行のままです。

それから、摂津市立摂津駅前自転車駐車場、ここにつきましては、機械式として、提案を受けて、24時間の供用を検討しております。

それから、摂津市立南摂津駅前第1自転車駐車場につきましては、定期更新機の設置、摂津市立南摂津駅前第2自転車駐車場についても、定期更新機の設置を検討しております。

最後に摂津市立南摂津駅前第3自転車駐車場は現行のままと考えております。

○木村勝彦委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 多くが機械化することによって、人件費が削減されるという計画なんだろうというふうに思います。想像したとおりですけど、問題は4番目のその他、「地元雇用機会拡大」という部分で、昨日の本会議でも答弁がありましたけども、予測では雇用が少し減るという話でしたけど、今回の提案の中では、雇用の部分については、どのように変わっていくのか。これは議案第71号、議案第72号について、その辺のことを把握していらっしゃるようであれば、比較してご答弁いただけますか。

○木村勝彦委員長 永田道路交通課長。

○永田道路交通課長 ただいまの藤浦委員の質問に答弁させていただきます。

議案第72号につきましては、雇用の状況につきまして、シルバー人材センターから3名の雇用を受けております。また、議案第71号につきましては、地元雇用として11名の雇用を受けておるところでございます。平成26年度は、現在、提案をまだ受けているところで、最終的にはこれからの打ち合わせ協議になってきますが、見込みとしては、議案第72号については4名、議案第71号につい

ては6名という形で提案を受けております。ただ、これからその辺の詳細については詰めていく予定をしております。

○木村勝彦委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 確認しますが、議案第72号については、現在、シルバー人材センターの雇用が3名になっていて、見込みでは4名になるということですか。それから、議案第71号の関連の施設では現在、11名の雇用があるところを6名になるというふうに考えたらいいんですね。経費が削減されているということでもありますので、できれば、こういう雇用の機会、特に高齢者の雇用の拡大につながっていくように、これはこれから協議する分もあると思いますので、その辺も担当課として協議をしながら進めていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

○木村勝彦委員長 上村委員。

○上村高義委員 私のほうから、3つの議案第71号、72号、80号に共通してというか、一括して質問させていただきますけれども、まず、議案第80号で、これは公募じゃなくて非公募ということになりましたけれども、その非公募の理由が、D、「高い専門性や特殊なノウハウが必要で、他に適切な担い手が存在しない場合」、それと、「市の政策的判断に基づく場合」のGという2つの理由があったということで書かれておりますけれども、そのことでどういう形で非公募にされたのか、そのことの説明をお願いします。

それと、議案第71号で、アマノマネジメントサービスに今回、お願いするということで、提案されておりますけれども、さっき、藤浦委員が言ったように、「施設の効用を最大限に発揮し、管理経費の縮減が図られること」という点数が、トータル500点の内、250点あって、実

際、アマノマネジメントサービスが217点を取っています。評価されているということでございますけれども、217点取っているということは、委員が5人でするので、平均すると委員一人が43.4点ということになります。この5人の中で最大点、最高点というのがわかるようであれば、どういうバランスで委員が評価されたのかなという点と、それと、4番目にその他、「地元雇用機会拡大」という評価項目があるんですけども、これはアマノマネジメントサービスもA団体も同じ43点で、地元の雇用拡大の評価は同じであったという観点からすると、アマノマネジメントサービスも地元雇用拡大を図ってくれるということではないかなと思っていますし、議案第72号につきましては、地元雇用拡大ということでは、これは40点が配点されておるんですけども、アマノマネジメントサービスが36点、A団体が24点ということで、地元雇用拡大についてはアマノマネジメントサービスのほうが評価が高いということで点数化されておりますけれども、そういった総合的に評価して、アマノマネジメントサービスになったと思うんですけども、数字ではこういう形で出ているので、我々は数字で判断するんですけども、実際、具体的にプレゼンテーションを受ける中で、特筆すべきことがあるようであれば一度、聞かせていただきたい。特に、管理経費の縮減、それと、地元雇用の拡大、2番と4番の選定基準に対して特筆すべきことがあったのではないかなと思いますので、そこら辺を一度、説明いただきたいと思います。

○木村勝彦委員長 永田道路交通課長。

○永田道路交通課長 ただいまの上村委員のご質問で、まず1点目が、非公募の理由であったかと思えます。それと、2

点目が採点の内容についてであったかと思ひます。

まず、1点目の非公募の理由についてなんです、フォルテ摂津の駐車場というのは、駐車場の構造が地下2階構造になっておりまして、地下1階には自転車駐車場、それと地下1階、2階には自動車駐車場が設置されております。施設の構造は摂津市が所管する地下1階、2階にある自動車、自転車駐車場の部分と、それと、千里丘駅前第1種市街地開発事業によって整備された施設の建築物であるフォルテ摂津の地下駐車場部分が一体構造となっております。現在、摂津都市開発株式会社によって、ビルの管理を、一括管理として防災面も行っておるんですが、公募によって民間の管理になった場合には、フォルテ摂津自動車駐車場及び自転車駐車場の火災だとか、あるいは、セキュリティ面等も含めて、やはりビル管理と一体で管理しているという利点がありますので、摂津都市開発株式会社のほうへ、非公募として、特命で業務委託契約を行う予定であります。

それから、アマノマネジメントサービスに選定された際の点数の内容についてなんです、まず、2番目の「施設の効用を最大限に発揮し、管理経費の縮減が図られること」、この点については、まず、採点項目がコストや、施設の効用を高める取り組みや、サービスの提供等の項目がありまして、その中でも、やはりコスト面が一番評価が高かったという内容であります。あと、サービスの提供などについても、他社と同等以上の内容があったので、点数の開きが出たと考えております。

それと、4番目の「地元雇用機会拡大」に関してなんですけども、やはり提案書の中には、市内在住の雇用者を積極的に

採用する旨も書かれておりましたので、点数が一番、高かったというふうに考えております。

それと、各選定委員の最小点数、最大点数については、現在、資料を持ち合わせておりませんので、申しわけございませんが、答弁を控えさせていただきたいと考えております。

○木村勝彦委員長 上村委員。

○上村高義委員 非公募、公募については、フォルテ摂津の駐車場につきましては、そういうことで非公募にされたということで、ビルの一体管理の都合上というか、そっちのほうの方がよりセキュリティ面も含めて、コストも含めて非公募にすべきだったという説明で理解させていただきました。

それと、今回、アマノマネジメントサービスということで提案されておりますけども、一番点数が高くて決め手になったのがやっぱり2番の経費削減という点であります。217点で、次点のB団体で166点ということでございます。ということは、来年度予算編成時においても、平成25年度から平成26年度に変わるときに予算が削減できるということも言えると思うんですけども、そういうことなのかということもまず、お答えいただきたい。

あと、先日の本会議でも、指定管理による地元雇用の確保ということでは、今のこの評定を見る限りでは、現状と比較するとそんなに変わらないと。今の雇用が確保できるような評定になっておりますので、そのことは担保されているのかなというふうに認識しておりますけども、今の説明でもそういうことかなと思っておりますけども、議案第72号については特に、アマノマネジメントサービスのほうが評点が高いんです。だから、40点満

点のうち、アマノマネジメントサービスが36点、それで、2番目のA団体が24点ということでございますので、アマノマネジメントサービスのほうが地元雇用の拡大が図られるという評価をされたということでここに出ておりますけども、それはこの3者の中では一番、地元雇用拡大が図れるという理解でいいんでしょうか。その点をもう一度、お聞かせ願います。

来年度予算の件と、この雇用の拡大の質問について、お答えいただきたいと思えます。

○木村勝彦委員長 永田道路交通課長。

○永田道路交通課長 まず、1点目の平成26年度の経費はどうなるかという点についてでございますが、今現在、アマノマネジメントサービスのほうからの提案の管理料については、平成25年度当初予算よりも低い金額の提示ではあるところなんですけど、今後、施設の詳細な詰めの協議に入ってきます。それによって、機械の投資がふえる、あるいは、減る、その辺も出てきますので、最終的には、増減が多少、出てこようかと思えますけども、今の見込みでは、平成25年度よりも平成26年度は低くなるかという見込みをしております。

それから、アマノマネジメントサービスの地元雇用の確保についての点数の件でございますが、やはり、提案書の内容を見て審査をしている部分、あるいは、プレゼンを聞いて審査をさせていただいている部分、両方においても地元雇用というのを積極的にしていくという記載もあったり、提案もありましたので、この辺で差がついたという感じでございます。

あと、類似施設の運用実績等も判定基準に入ってきますので、やはり駐車場、駐輪場についての実績を高く評価してい

る内容も含まれております。

○木村勝彦委員長 上村委員。

○上村高義委員 そうしたら最後になりますけども、もともと指定管理制度導入に当たっては、住民サービスの向上と経費の縮減を図る、これが指定管理制度導入の最大の目的なので、それに願った形で今回、経費削減を図るべく、このアマノマネジメントサービスに決めようとしているということでございます。今の説明の中では、来年度予算については縮減が図れるのではないかという方向性も出ていましたので、実際、これは予算が出た段階で、我々が質疑を行いますけども、方向性はそういう方向性だということでもあります。そういった意味で、ぜひ、この指定管理者制度導入の目的に合った形で、このことを実現していただきますように要望しておきたいと思えます。

○木村勝彦委員長 ほかにありませんか。弘委員。

○弘豊委員 私のほうからも幾つか質問させていただきたいというふうに思います。

今、委員それぞれからご質問もあって、答弁も聞かせていただいた中で、一応、確認しておきたいんですけども、最初に議案第71号、72号にかかわって、今、シルバー人材センターの方が仕事されている人数を、先ほどお答えいただいたんですけど、モノレールの2駅、摂津駅、南摂津駅の自動車、自転車駐車場で、11名から6名に変わるという答弁でした。また、阪急摂津市駅とJR千里丘駅東のほうで3名から4名にということで、これが正しいのかどうか、もう一度、確認のため、聞かせていただきたいと思えます。

それから、改めて幾つか聞いておきたいんですけど、指定管理者制度にかかわっ

て、昨日の本会議での野口議員の質疑にもあったように、もちろん市民サービスの向上、経費の縮減、そうした大きな目的があるんですけども、でも、そうした中で、取り組まれる中での問題点をその後、総務省から是正しないといけないというようなことでの通知が出されたということで、例えば、働く人の労働条件、雇用の実態の問題とかで、偽装請負のようなことが起きていたり、官製ワーキングプアが言われるような、公の仕事をしているのに、仕事をしてもらって食べていけないような実態があるんじゃないかと、そういったことの中での総務省から是正の通知が出たのだというふうに私は思っているんですけども、そうした点から問題はないのかというようなことが、このプレゼンの審査の中でもやられていかなければならないと思っています。

今回、議案第71号、72号それぞれ、選定基準のところ、「施設の効用を最大限に発揮し、管理経費の縮減が図られること」というのも含めていたんですけども、ここが100点満点中で言えば50点ということで、半分を占めております。

一方で、「市民の平等な利用が確保されていること」は10点、その他、「地元雇用機会拡大」等については10点というふうなことで、随分と位置づけが小さいと思うんですけども、そのあたり、どのようにご認識されているのかというようなことをお聞きしておきたいと思っております。

それと、議案第71号と72号、これも続けてなんですけれども、選定に立ち会った選定委員の数が、同じ日にやられているにもかかわらず減っています。モノレール駅のほうにかかわっては、選定委員6人の内、5人でプレゼンを聞かれ

て、選定点数もつけられていますけれども、一方で、摂津市駅、それから、JR千里丘駅東の自転車駐車場では、4人の方ということで、さらに人数が減っています。そういった中で、結果としては、点数の開きの中で影響はなかったのかなというふうにも思うんです。ただ、それぞれやっぱり内容については違った提案も出されているというふうにも思いますし、そういった点では、人数が減っておられるというふうな、その点、この理由もお聞かせいただいて、また、どの方が抜けられたというようなことについても、結果の中に影響を与えてこないのかなというふうにも思いますので、教えていただきたいというふうに思います。

それと、もう一つ、中身の、今後の管理体制の点で、変わっていく点もあるんじゃないかということで、これは以前の債務負担行為があがってきた段階で一度、お聞かせいただいたことがあったんですけども、議案第72号の件になりますけれども、阪急摂津市駅とJR千里丘東自転車駐車場の分を今回、一体で指定されています。千里丘駅のところは無人の管理でということもおっしゃっていたと思います。そして、これまでだったら定期利用の際の申し込み受付はフォルテ摂津のところで一緒にやられていたというふうに聞いているんですが、その点、今度、管理が阪急摂津市駅のほうに切りかわる、アマノマネジメントサービスになったら、そっちまで行かないといけないのかというようなことを聞いたときには、そうじゃなくて、千里丘駅でできるようにしますよというふうなことでお答えいただいたと思うんですが、そのところの体制、人の配置みたいなところが一体どうなるのか、事務的な手続の点、これについて再度、お聞かせいただきたいな

というふうに思います。

最後、もう一つ、シルバー人材センターの雇用のことが先ほど来から議論になっていますけれども、一方でアマノマネジメントサービスの職員配置として、どういった職員がこの管理にかかわられるのか、本社は横浜の港北区ということで、説明がありましたけれども、大阪の事務所がどこにあるのかや、トラブルがあったときに、シルバー人材センターの方で対応できるのかどうかというようなことももちろんありますから、職員に駆けつけてもらわないといけないような、そういうふうなことも出てくると思うんですけれども、そうしたときの体制の問題、職員の事務所や体制とかいうようなことについてお聞かせいただきたいと思えます。

○木村勝彦委員長 永田道路交通課長。

○永田道路交通課長 それでは、弘委員の質問にお答えいたします。まず、1点目のシルバー人材センターの雇用人数についてでございますが、千里丘駅東、摂津市駅前第1自転車駐車場、第2自転車駐車場については4名雇用しています。その中でシルバー人材センターが3名、その他1名はシルバー人材センターではない、市内在住の方ということでございます。

それから、続きましての、モノレール駅前の分につきましては、市内在住の雇用者が全員で11名ということでございます。

続きまして、千里丘駅東の定期の場所、体制についてでございますが、現在はフォルテ摂津の地下で定期の手続関係をしていますが、今後はフォルテ摂津と切り離す関係上、今、検討しているのは、千里丘駅東に定期利用の更新機を設置する予定でございます。それと、あと、初回の

定期更新については、看板を設けて連絡先を書かせていただいて、はがきでの通知だとか、そういった対応を今、検討しているところです。

体制について、千里丘駅東については、そのような体制で効果的な施設にしていきたいと考えております。

次、アマノマネジメントサービスの正職の配置についてでございますが、全てが機械に変わるというわけではございませんので、阪急摂津市駅前、あるいは、モノレール駅前についても人員配置はしていく予定です。それと、機械についても、カメラつきの券売機ということも聞いており、その辺のセキュリティ面についても集中管理で行う予定と聞いておりますので、そういう対応で市民サービスの向上につなげていきたいと考えています。

○木村勝彦委員長 藤井土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 聞かれている内容は心配りいたしました「指定管理者公募者の選定について」という報告書の中からかと思えます。これは、政策推進課が所管しておりまして、議案第71号、72号に関するプレゼンテーションを受けた委員については私も入っています。しかし、自分以外の委員をどのような形で選定されているのか、外部委員が2名おられるわけですが、そのうちの外部委員の方が、私も参加しましたのでわかっているわけなんです、1名の方は来られていませんでした。議案第71号の摂津市立モノレール駅自転車、自動車駐車場につきましては、ここに書いていますように、選定委員は5名で採点したと。議案第72号の方につきましては選定委員が4名だったと。この違いはなぜかというのは私どもでは把握しておりませんので、ご容赦願いたいと思えます。

もう一点、先ほどの配点の話ですが、確かに100点に換算した内訳で、「市民の平等な利用が確保されていること」が10点、「施設の効用を最大限に発揮し、管理経費の縮減が図られること」が50点、それから、「事業計画に沿った管理を安定して行う能力があること」が30点で、4番の「その他」で地元雇用機会拡大等が10点と、この配分についても、政策推進課の所管ですので、ご容赦願いたい。

○木村勝彦委員長 弘委員。

○弘豊委員 2回目の質問をさせていただきたいと思います。

議案第71号の方で、実際に、今のモノレール駅でありましたら、モノレール摂津駅、それから、南摂津駅前のそういったところに人がいると認識しているんですけども、そここのところが、一部、機械式に変わるということで、人が減っていくということでした。

それから、議案第72号の阪急摂津市駅のほうについては藤浦委員に対する答弁ではシルバー人材センターの方の人数のみを答えられたので3名ということで、全体としては4名から4名で、特に人数が減るというようなことですね。最初は3名が4名になるとおっしゃっていたように受け取ったのですが、こここのところは人員が減ることはないかと受けとめておけばいいわけですか。これは確認のために再度、お答えいただきたいというふうに思います。

それから、アマノマネジメントサービスの職員については、集中管理の関係で、機械の事故や更新については人が来るのかということを知りたいんですけども、常時、こちらにも詰めておられるというふうなことなのかどうか、もう一度、聞かせていただきたいのと、事務所というの

が、大阪ではどこにあって、どこからやってこられるのかということについてももう一度、お答えいただきたいと思います。

それから、JR千里丘駅東の自転車駐車場の関係ですけれども、これは定期更新機というのを後々つけていくというふうなことになったとしても、当然、これがすぐつくのかといたら、そうじゃないようにも思いますが、初回は、連絡のとり方として、看板をつけてするだとか、また、はがきを送るということでも答弁されましたけれども、初回は阪急摂津市駅の方まで行ってやらないといけないのかと感じたんですが、この辺について、もう一度、お答えいただければというふうに思います。

あと、選定委員の関係なんですけれども、選定委員6人の内、モノレール駅前の自動車、自転車駐車場のときには5人いたけれども、その後の摂津市駅、それから、千里丘東の自転車駐車場の選定するときにはもう1人抜かれて4人ということで、そうした体制でやられているわけですね。指定管理者制度にかかわっては、先ほど来言っていたように、いろんな市民サービス、コストの面、それから、そこで働く人の労働環境の面ももちろんありますけれども、選定の公平性でありますとか、透明性でありますとか、そうしたものがきちんと図られないといけないというふうに、以前、図書館の指定管理の件するときにもいろいろと議論があったというふうに私は思うんです。

それで、今回の件、例えば、モノレール駅前の自動車と自転車駐車場の件にしても、A団体でいいましたら、選定基準の1、「市民の平等な利用が確保されていること」とか、選定基準の3の「事業計画に沿った管理を安定して行う能力があること」という点では、選ばれている

会社よりも高い点数をとっています。選定基準2番の「施設の効用を最大限に発揮し、管理経費の縮減が図られること」という点で大きく差が開いて、結果、アマノマネジメントサービスになったと思うんですけども、そこらあたりの基準をやっぴり見きわめていくというふうな点でいったら、この選定委員のうち1人が抜けられているというようなことも、市の職員が、幹部の皆さんがその辺はチェックもされているというふうにはもちろん思うんですけども、本当にいいのかなというふうにも思いましたし、それから、もう一つの千里丘東と阪急摂津市駅の自転車駐車場ところ、ここのところを選ぶに当たっては4人でやられていて、この点では、選定基準の2番というようなところでは、大きな開きはないわけです。同じ会社がとるにしても、随分とその辺のところでは差があると思います。そうした点で、やはりもう一度、このあたりがどうだったのかというようなことをお聞かせ願いたいというふうに思います。

○木村勝彦委員長 委員の人数の問題や、委員の選定の問題は所管としては総務常任委員会の所管になりますので、先ほど、藤井土木下水道部長のほうからも、なぜ5名と4名になったかということではわかりませんという答弁がありました。そういう点では、選定委員会自体のあり方にかかわる問題は総務常任委員会の所管で建設常任委員会の所管外になるので、建設常任委員会の所管として答えられる範囲内で答弁をお願いします。

永田道路交通課長。

○永田道路交通課長 阪急摂津市駅前自転車駐車場の人員の増減の内容であったかと思いますが、それについては、あくまでも見込みではございますが、増減はないと見込んでおります。

それから、アマノマネジメントサービスの体制についてなんですが、これについては、今後、もっと詳細に話を詰めていきたいと思っておりますけども、問題なく体制は整えているという感覚でおります。

それから、千里丘駅東自転車駐車場についてなんですが、初回は、阪急摂津市駅まで行くとなったら距離も離れているということで、看板掲示によって、市民にお伝えして、はがきによって連絡をとって、進めていきたいと思っております。

それから、今、定期利用については、多数並んでいる、順番待ちの方もおられますので、その辺のリストも把握しておりますので、そのあたりは市民に不便のないような形でいける体制かと考えております。

それから、選定についてなんですが、やはり審査項目としては多数ありますので、例えば、関係法令を遵守しているかどうか、あるいは、市の施政方針を理解しているかどうか、あるいは、利用者のニーズの把握がされているかどうかとか、それ以外に、コスト面だとか、いろいろ項目がありますので、その中で全体として判断して採点をつけているような次第でございます。

○木村勝彦委員長 藤井土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 今、担当課長が申し上げたわけなんですが、何回も申し上げますように、どうしてこういう項目を決めたかということについては、所管課は道路交通課ではございません。ですので、道路交通課のほうでは、把握していません。

あと、おっしゃるように、議案第71号に該当する内容で、選定基準1番の「市民の平等な利用が確保されていること」につきましては、アマノマネジメント

トサービスは32点で、A団体が39点と。このことに関しましては確かに、この部分はA団体のほうが得点は高いと。

ただ、今、担当が申しあげましたように、中でも細部にわたっての審査項目がございます。どういうふうな項目で、どう点数が配点されたかというのは、私も一委員ではございますが、どの委員の方がどういうふうに採点されたかというのは私ですら、わからない部分がございますので、お答えしかねます。

○木村勝彦委員長 押部課長代理。

○押部道路交通課長代理 1点答弁が抜けておりました。

千里丘駅東自転車駐車場等の定期更新機の関係ですけれども、基本的に現行の指定管理者との事前引き継ぎの中で、4月から更新機を設置して、利用していただけるような形で、今、現行、調整を凶っております。これは、千里丘駅東自転車駐車場だけではなくて、南摂津駅等につきましても同じような状況で、4月1日から更新機の利用が可能な形で引き継ぎ等の処理を今、させていただいております。

○木村勝彦委員長 弘委員。

○弘豊委員 いろいろと今回、自転車、自動車駐車場の関係では、これまでの委員会の記録等も見ていましたけれども、やっぱりコストを下げていくというようなことが大事だということももちろん言われております。

そんな中で、私が前回、ここで働く人の声も大事じゃないかということも提案し、また、市民サービスももちろんこれによって低下するようなことがあってはならないということで、先ほど千里丘駅東自転車駐車場の定期的更新についてというようなことも言ってきているわけなんですけれども、今回、大きく市民サー

ビスの後退というようなことにはならないということで、4月には定期更新機がつくられる。ただ、初回の申し込みはそれでも摂津市駅まで行ってもらわないといけないということだというふうに思うんですが、この千里丘駅東自転車駐車場の部分が、JR千里丘駅のところと一体の管理にしておけば、そういったことも出てこなかったんじゃないかなというふうなことも思ったりしますし、今回、こうした部分についてはやっぱり疑問が残ると思っております。

それから、機械管理が導入されて、どんどんそういう流れになっていくにつれて、そこで働く人の総数はどうしても減っていくということになってくるかというふうに、先ほどからの流れでは感じたんですけれども、そうした中で、新しく指定管理者になるところが果たす責任ということもあると思いますし、先ほどの答弁でもアマノマネジメントサービスは一体、どこに事務所があるのかと。実際、4月から指定管理をされたら、どこに連絡をとるのかということが、駐輪場、駐車場に連絡先は表示されると思うんですけれども、答えがなかったのも、これを聞かせてください。

最後、選定にかかわってですけれども、今、いろいろと選定基準の中身についても、それから、選定委員のことについても、これは所管外だというふうにおっしゃられるわけでありましてけれども、各常任委員会に、今回、40施設に及ぶ指定管理者指定の件が付託されて審査がしていくんですけれども、どこで審査していくのかということになってくるんじゃないかと思えます。

そういった点では、今の答弁では少し納得できない部分もあるんですけども、その点、最後、部長に選定基準の配点も、

もちろん決めたのは政策推進課かもしれませんが、担当課のほうから声を上げていくというようなこともあったのか、どれも政策推進課の独断で決められるようなことだったのかということをお聞かせください。

○木村勝彦委員長 やっぱり摂津市議会が4つの常任委員会を設置しているということは、それぞれ専門分野について、専門的に取り組んでもらうということで、所管に分けて委員会をしているわけやから、今、弘委員のおっしゃることも一つやけど、やっぱり所管としての範疇は守っていかんと、全体にかかわる部分を網羅的に質問するのはいいけれども、例えば、選定委員の問題なんかはまさに選定委員会自体のあり方にかかわる問題やから、そういう点では所管が違うから、その辺のことに、なぜ常任委員会を4つに分けてやっているか、専門的に取り組んでもらおうということやから、その辺のことを踏まえて質疑応答をしてもらいたいと思います。そのことを踏まえて、可能な範囲で答弁してください。

藤井土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 今回、先日の本会議のほうで、総務部長のほうから総務部の所管の前に、提案理由として一括で、経緯が説明されたかと思えます。その内容に私は全て網羅されているというような形で考えております。

です。確かに、選定委員を選ぶ基準等につきましても、全て幹部といえますか、そういうような中で、総務関係の中で決めていかれた。

所管している部長は、所管する選定のことに、ただ参加すると、こういうような決定事項でございまして、人数で申し上げますと、固定で5名の方がおら

れまして、この固定の5名の方にプラス所管部長が入っているということで、最大6名の委員でやっていると。

その中で、きのうも市長のほうからも答弁があったかと思いますが、公募されて、それに対する審査をする中で、委員の中で利害関係のある方は除かれると。こういうようなことも答弁もありましたように、利害関係のある方については、選定委員から外れていくというようなことで4名であったり、5名であったりというようなことでばらついておるといふような形で認識しております。

この辺について、先ほどもありましたように、今回、土木下水道部の所管している部分では、議案第71号、72号の中でも5名と4名というような違いがあつて、それでもいいのかというようなことが確かにあったかと思えますが、事実上、なぜ抜けられたかというのは、私のほうでは把握できていない。これは正直な話です。私にも説明はございませんでしたので、今回は4名でありますというようなことでした。そういったこととさせていただきます。

あと、そうしたら、担当課に、何かそういうふうなことの相談があったのかと申し上げますと、1つは、今回、分かれておりますような、議案第71号と72号の2つに分かれた公募をしたと。こういうような公募の内容の枠組みについては担当課のほうで考えて、その意見が反映されたというふうに考えております。

○木村勝彦委員長 永田道路交通課長。
○永田道路交通課長 アマノマネジメントサービスの職員についてですが、常駐はしません。ただ、そういった連絡体制についてはとる予定です。機械に緊急対応時の連絡先を記載するだとか、あるいは、ネットワークを組んでの対応だとか、

そういうのはとっていく予定でございます。

○木村勝彦委員長 暫時休憩します。

(午前11時15分 休憩)

(午前11時18分 再開)

○木村勝彦委員長 再開します。

永田道路交通課長。

○永田道路交通課長 それでは、緊急体制についてなんですが、まず、横浜、広島にサポートセンターというのがございまして、そこへ連絡がいった後、提携している警備会社がありまして、それが鳥飼上にありまして、その警備会社のほうから現場へ駆けつけるという体制になっております。

○木村勝彦委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時19分 休憩)

(午前11時21分 再開)

○木村勝彦委員長 再開いたします。

議案第63号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 この議案第63号の補正予算ですが、主には人件費と、それから、起債の繰上償還ということになっていますが、この繰上償還が当初ではなく、補正でやられるということも含めて説明をしていただきたいと思うんです。

○木村勝彦委員長 石川参事。

○石川土木下水道部参事 当初の段階で繰上償還するかどうかは決まっていなかったということで、補正になったわけなんですけども、財政課のほうからは、本市の実質公債費比率が、府下平均を1%程

度上回るというようなことから、市の起債残高をできるだけ減らしていく、特に下水特会の起債残高が一般会計を上回るような額でございますので、特会分を減らしたということで、大阪府との交渉を財政課のほうに任せて、今の時点で繰上償還が認められたということだと理解しております。

○木村勝彦委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 繰上償還が認められたということで、今度は一般会計から繰り入れをして、償還しているということになります。どういうふうに理解したらいいのでしょうか。一般会計から繰り入れたということを含めて、もう一度、説明をお願いします。

○木村勝彦委員長 石川参事。

○石川土木下水道部参事 繰上償還する起債というのは雨水整備分、汚水整備分がございまして、基本から言えば、雨水が一般会計、汚水については使用料で繰上償還をするということになるかと思えますけども、下水道使用料につきましては、下半期どうなるか、不透明な部分がございますし、今の時点で繰上償還に充てられるような使用料の増加は見込まれない状態でございます。このため、現時点では、一般会計により繰上償還の財源としていただいているということでございます。

最終的に使用料がふえて、繰上償還の汚水分について、使用料を財源として充てられるということになれば、それは調整をさせていただきます。汚水分については使用料を充てていくということになります。

○木村勝彦委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 理解はするところではありますけど、問題の根本は、下水道事業の起債がまだ多額に残っていることが

大きな原因だと思っておりますので、これはいつも申し上げますが、とにかく平準化債を毎年発行されている関係で、償還額も全然、減らないという事態がずっと続いていきますし、これから、総額は減るにもかかわらず、償還額は減らず、ふえていくという事態になっていきますので、先々、計画を立てていただいて、できれば、中長期的な計画をしっかりと立てていただきながら対処していただきたいということを、これはお願いしておきたいと思っております。

○木村勝彦委員長 ほかに。

上村委員。

○上村高義委員 確認という意味でお聞きしますけれども、今回、繰上償還する一方で、平準化債でお金を借りているということ、そのことの関係が理解しにくいんですけども、一方ではお金を返す、一方ではお金を借りる。このバランスが非常に大事だと思うんですけども、そこらあたりの考え方はどうなっているのかということで、お答え願います。

○木村勝彦委員長 石川参事。

○石川土木下水道部参事 今回、繰上償還します府貸分でございますけれども、これは年利率が3.85%のものを繰上償還するというところでございます。平準化債につきましては、現在、1.1%になっておりますので、そういったところから、高利率のものは繰上償還をしていくと。平準化債については利率が低いので、借り入れる。利子負担という点でメリットがあると考えております。

○木村勝彦委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時27分 休憩)

(午前11時28分 再開)

○木村勝彦委員長 再開いたします。

議案第91号の審査を行います。

補足説明を求めます。

渡辺水道部長。

○渡辺水道部長 議案第91号、摂津市下水道条例及び摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容の補足説明をさせていただきます。

本条例の改正内容につきましては、公共下水道の使用料、及び、水道料金等に対する消費税の転嫁によるものでございます。

議案参考資料、条例関係の23ページをお開きいただきたいと思います。

摂津市下水道条例の一部でございますが、第17条の中、100分の105を、100分の108に改めるものでございます。

次に議案参考資料、条例関係の24ページ、25ページをごらんいただきたいと思います。

摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部でございますが、第25条、第28条の3第1項、及び、別表第2の備考2の中、100分の105を100分の108に改めるものでございます。

議案第91号の附則をごらんいただきたいと思います。

附則の第1項では、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

第2項と第3項では、摂津市下水道条例の一部改正に伴う経過措置でございます。内容といたしまして、公共下水道の使用料で、施行日前から継続して使用している方の4月1日以降の最初の検針分は、従前の100分の105で算定するというものでございます。

第4項以下は、摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部改正に伴う経過措置でございます。

第4項と第5項では、水道料金で、施行日前から継続して使用している方につきまして、4月1日以降の最初の検針分は、従前の100分の105で算定するというものでございます。

第6項では、納付金に関する経過措置で、第7項では、設計手数料に関する経過措置でございます。施行日はいずれも平成26年4月1日以降について適用するものでございます。

以上、簡単ではございますが、摂津市下水道条例及び摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部改正の内容の補足説明とさせていただきます。よろしく願います。

○木村勝彦委員長 説明が終わりました。

質疑のある方はどうぞ。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 消費税率が8%に上がることに伴って、転嫁するということは、これは当然のことになるわけですが、1つは先ほど、ご説明がありましたけども、最初の検針のとき、4月を超えて1回目の検針は100分の105に据え置くということで、次の検針から100分の108にするということです。恐らく、切りかえの都合上の問題があるんだろうと思いますけど、その辺、詳しく、こういう理由で、こういうふうに切りかえていくんですという説明をお願いしたいのと、それから、もう一つ、当然、消費税が上がりますから、下水道使用料、水道料金等も上がるということですけど、下水道使用料、水道料金等も上がりますよという周知は必要だと思うんです。これは市民にどのような形で周知をされようとしているのかを教えてください。

○木村勝彦委員長 豊田水道部次長。

○豊田水道部次長 それでは、藤浦委員の1点目の質問に関しまして、私からご答弁させていただきたいと思います。

4月1日以降の第1回目の検針につきましては、これは大もとの法律が国のほうの法律でございまして、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律というのがございまして、その中の改正附則の中で、経過措置を定めていただいております、私どももその法に伴いまして、経過措置を定めさせていただいております。

その中で、4月1日という施行日がありまして、前後して使用されるということがございますので、1回目の検針日につきましては、3月中の使用があるということで、従前の5%の税率ですということ、私どもも附則のほうでうたわさせてもらったということでございます。

○木村勝彦委員長 小明営業課長。

○小明営業課長 それでは、2点目の周知の仕方という点でございしますが、今、考えているのは、広報に掲載、それとホームページでのお知らせ、それと、料金改定するときにもそうだったんですが、市民の皆さんに配っている早見表を広報と一緒に全戸配布と。それから、市外のお客様については郵送で送らせていただこうと考えております。

○木村勝彦委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 市民に対する周知につきましては、おっしゃっていただきました。できるだけ丁寧に、わかりやすくしていただきますことをお願いしておきたいと思います。

それから、国の法律に沿って変えていくということでございますけども、これは初歩的なことなので、勘違いがあるか

もわかりませんが、検針は偶数月と奇数月とがありますね。ということは、片方は1か月だけが5%の消費税、片側は2か月が5%の消費税ということになりはしないのかと思うんですが、そうすると、料金で不公平が生じるようなことにはならないのか、一度、ご答弁をお願いいたします。

○木村勝彦委員長 小明営業課長。

○小明営業課長 今のご質問ですが、摂津市の場合、奇数月、偶数月の検針がありまして、今回、4月1日施行日を挟みます分につきましては、偶数月が2月から4月、2月検針です。それから、奇数月が3月から5月ということで、ともにその期間が5%の適用ということになってまいりますので、不公平は生じてこないかと考えております。

○木村勝彦委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 片方は4月分だけが5%で、片方は4月と5月が5%になりませんか。

○木村勝彦委員長 暫時休憩します。

(午前11時37分 休憩)

(午前11時39分 再開)

○木村勝彦委員長 再開します。

豊田水道部次長。

○豊田水道部次長 私のほうから、藤浦委員のご質問に対してご答弁させていただきたいと思っております。

藤浦委員がおっしゃるような点もあろうかと思っておりますが、先ほども私のほうからご答弁させていただきましたように、国の改正附則に沿ってさせていただいております。その中では2か月検針ということがございます。どうしても施行日をまたぐような使用者がいます。その方につきましては、改正附則の中で経過措置を定めていただいております。4月中の検針につきましては、従前とお

り組んでいくと、4月を超えた分につきましても、改正附則で月割りによってするというふうになっているんですけども、結論的に言いますと、その分につきましても、従前の税率で計算させていただくような形になっておりますので、部長の補足説明にあったように、4月1日施行日以降の第1回目の検針日に係ります料金の計算につきましては、全て税額5%でさせていただくようになっておりますので、ご理解のほうを願いたいと思いません。

○木村勝彦委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 僕が理解しても、市民の皆さんがそれで理解しなかったらあかんと思うんですけど。それはなかなか難しい話だと思うんです。何でそんな不公平を感じる規定になるのかと思うんですけど。これは下水道使用料、水道料金等も同じ考え方ですよ。細かいことを言う人は言うと思います、僕はそう思います。やっぱりそういうことを言う人はいるので、それをどうするか一遍考えてみてください。

○木村勝彦委員長 ほかにありませんか。弘委員。

○弘豊委員 今回、議案第91号は、国が決めた法にのっとって、消費税について市も条例を改正せざるを得ないというふうな、そういうようなことかというふう思うわけですがけれども、先ほど、議論がありました不公平感もあると。この消費税の増税については、おかしいというふうに思っています。下水道使用料、水道料金等の点、これは転嫁しないわけにはいかないわけですが。市民の方から使用料の中で納めていただいて、それをまた税としてあげていくというふうな流れであるわけですがけれども、私は、そうした中で、以前から、使用料を決める上で、

何らかの引き下げができないのかというようなことも言ってまいりました。そういった意味では、今回の条例改定とあわせて、何らかの検討がされてこなかったかというようなことについて、聞いておきたいというふうに思います。

○木村勝彦委員長 豊田水道部次長。

○豊田水道部次長 それでは、私から弘委員のご質問にご答弁させていただきたいと思います。

今、おっしゃられましたように、使用料自体、消費税5%から8%に変わるということで、上げさせていただくような形になります。また、同時に、私ども、経営する側といたしまして、当然のことながら、費用が発生します。それにつきまして、5%から8%で支払うということになります。そういった面では、収支全て均衡させていただいているということでございます。そういう点から考えますと、どうしても消費税を抜いた形での経営を立てていくというような形になりますので、従前からご説明させていただいておりますように、抜本的な値下げという形での改正というのは現状では難しいものと考えております。

○木村勝彦委員長 弘委員。

○弘豊委員 今回、消費税分が5%から8%へ、その差の3%、それをそのまま上げないということができないのは言われるとおりのものかもしれません。

ただ、どうか市民の方の負担軽減に、また、決算審査の委員会での議論にもありましたように、市内企業、事業所なんかでも本当に倒産の危機にさらされているところもあるわけでありまして。

そうした現状をしっかりと見ていただいて、今回、この消費税が社会保障の安定財源確保のためというような、そんな法律で言われていますけれども、それで

社会保障が本当によくなるのかという見通しも、今、行われている国会の中を見ていましたら、そこは大きな不安になっております。

私はそういった意味では、やはり今回のこの中身だけではなかなか納得できない、賛成できないというふうなことを申し上げて、私のほうからは以上とさせていただきます。

○木村勝彦委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時46分 休憩)

(午前11時47分 再開)

○木村勝彦委員長 再開します。

議案第61号の審査を行います。本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時48分 休憩)

(午前11時50分 再開)

○木村勝彦委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦委員長 討論なしと認め、採決をします。

議案第60号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○木村勝彦委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第61号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)
○木村勝彦委員長 全員賛成。
よって、本件は可決すべきものと決定
しました。

議案第63号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○木村勝彦委員長 全員賛成。
よって、本件は可決すべきものと決定
しました。

議案第71号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○木村勝彦委員長 全員賛成。
よって、本件は可決することに決定し
ました。

議案第72号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○木村勝彦委員長 全員賛成。
よって、本件は可決すべきものと決定
しました。

議案第80号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○木村勝彦委員長 全員賛成。
よって、本件は可決すべきものと決定
しました。

議案第91号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○木村勝彦委員長 賛成多数。
よって、本件は可決すべきものと決定
しました。

これで、本委員会を閉会します。

(午前11時51分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定によ
り署名する。

建設常任委員長 木 村 勝 彦

建設常任委員 野 原 修